

公 示

制定 令和 8 年 9 月 1 7 日 公示第 6 9 号

法人タクシー事業における軽自動車の導入を認める地域等について

「タクシー事業における軽自動車の活用について」（令和 8 年 6 月 1 日付 国自旅第 3 7 号）に基づき、法人タクシー事業における軽自動車（内燃機関を搭載しないもの又は福祉輸送サービスの用に供するものを除く。）の導入を可能とする営業区域及び導入可能台数並びに導入車両の基準を下記のとおり定めたので公示する。

令 和 8 年 9 月 1 7 日

東北運輸局長 三宅 正寿

記

1. 導入可能営業区域及び導入可能台数

別表のとおり

2. 導入車両の基準

導入車両は、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 3 条及び道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）第 2 条で定める軽自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。）であって、以下の要件を満たす車両とする。

- ①セーフティ・サポートカー S（サポカー S）ベーシック以上の機能を有した車両であること。
- ②ドライブレコーダーを搭載した車両であること。搭載するドライブレコーダーは前方及び車内を記録可能なものとし、有事の際に確認できる仕様であること。

附 則

本公示は令和 8 年 9 月 1 7 日から適用する。

管轄運輸支局	導入可能営業区域	導入可能台数
秋田	男鹿市	営業所の配置台数の5割まで
岩手	一関交通圏	営業所の配置台数の5割まで
	東磐井郡	営業所の配置台数の5割まで
山形	山形交通圏	営業所の配置台数の5割まで
	西置賜郡A	営業所の配置台数の5割まで

※営業区域は平成29年9月1日付け公示第38号「法人タクシー事業の許可申請事案及び事業計画変更認可申請事案等の審査基準について」の別表と同様とする。